

中小企業等の経営力向上設備に係る課税標準の特例について

平成28年度税制改正において、中小企業等が「中小企業等経営強化法」の施行日（平成28年7月1日）以降、経営力向上計画に基づき新たに取得した経営力向上設備に係る特例措置が新設されました。さらに、平成29年度税制改正により、新たに特例対象として、工具、器具及び備品、建物附属設備（償却資産の課税対象に限る。）が追加されました。概要は以下のとおりです。

経営力向上設備	機械及び装置	工具 (測定・検査)	器具及び備品	建物附属設備
価額（1台1基）	160万円以上	30万円以上	30万円以上	60万円以上
販売開始要件	10年以内	5年以内	6年以内	14年以内
取得年月	平成28年7月1日～ 平成31年3月31日	平成29年4月1日～平成31年3月31日		
特例割合	最初の3年度分価格の2分の1			
提出書類	<ul style="list-style-type: none">・ 課税標準の特例適用申請書・ 経営力向上計画に係る認定申請書の写し・ 経営力向上計画認定書の写し・ 各工業会が発行する「経営力向上設備等に係る仕様等証明書」の写し			

※リース会社が申告する場合は、上記提出書類に併せて「固定資産税軽減計算書の写し」及び「リース契約書の写し」も必要です。

※制度の詳しい内容は、中小企業庁ホームページをご確認ください。